

新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">源泉所得税及び復興特別所得税の重加算税の取扱いについて（事務運営指針）</p> <p>標題のことに付いて、国税通則法（以下「通則法」という。）第68条第3項又は第4項第1号の規定の適用に關し留意すべき事項等を下記のとおり定めたから、今後処理するものからこれにより取り扱われたい。</p> <p>（趣旨） 源泉所得税の重加算税の徴収に關する取扱基準の整備等を図ったものである。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第1 （省略）</p> <p>第2 重加算税を課す場合の留意事項 （通則法第68条第4項第1号の規定の適用に当たつての留意事項）</p> <p>5 通則法第68条第4項第1号の規定の適用に当たつては、次の点に留意する。</p> <p>（1） 通則法第119条第4項の規定により重加算税の全額が切り捨てられた場合には、通則法第68条第4項第1号に規定する「無申告加算税等を課され、又は徴収されたことがあるとき」に該当しない。</p> <p>（2） （省略）</p> <p>第3 （省略）</p>	<p style="text-align: center;">源泉所得税及び復興特別所得税の重加算税の取扱いについて（事務運営指針）</p> <p>標題のことに付いて、国税通則法（以下「通則法」という。）第68条第3項又は第4項の規定の適用に關し留意すべき事項等を下記のとおり定めたから、今後処理するものからこれにより取り扱われたい。</p> <p>（趣旨） 源泉所得税の重加算税の徴収に關する取扱基準の整備等を図ったものである。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第1 （同左）</p> <p>第2 （同左） （通則法第68条第4項の規定の適用に当たつての留意事項）</p> <p>5 通則法第68条第4項の規定の適用に当たつては、次の点に留意する。</p> <p>（1） 通則法第119条第4項の規定により重加算税の全額が切り捨てられた場合には、通則法第68条第4項に規定する「無申告加算税等を課され、又は徴収されたことがあるとき」に該当しない。</p> <p>（2） （同左）</p> <p>第3 （同左）</p>